

掛川市条例第 1 号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(戸籍法による手数料)</p> <p>第10条 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u> 1通につき450円</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(戸籍法による手数料)</p> <p>第10条 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書の交付</u> 1通につき450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明</u></p>

(3) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき750円

(4) (略)

(5) 第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、

書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

(4) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 1通につき750円

(5) (略)

(6) 第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

(7) 第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は第120条の

養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(6) 第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき350円

（消防法に基づく事務に係る手数料）

第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額

ア～エ (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ

6 第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(8) 第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧又は第120条の6 第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 1件につき350円

（消防法に基づく事務に係る手数料）

第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額

ア～エ (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,450,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,720,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ

リットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,590,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,950,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,270,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

カ～シ (略)

(4)～(17) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。)第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

リットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
1,920,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,360,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
2,740,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
5,640,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
7,240,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000円

カ～シ (略)

(4)～(17) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による手数料)

第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。)第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

2～6 (略)
附 則
1～3 (略)

2～6 (略)
附 則
1～3 (略)

4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、前項各号に掲げる書面の交付を受ける場合における手数料の額は、当該各号に定める規定にかかわらず、1通又は1件につき200円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正は、令和6年3月1日から施行する。

(掛川市印鑑条例の一部改正)

2 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（<u>同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。</u>）を利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>